

広島県告示第三百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第五十五条第一項第二号ロの規定によつて、令和二年広島県告示第九号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更〔漁獲共済〕）で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和四年六月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和四年五月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和四年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
倉橋島区域（倉橋島漁業協同組合の地区）	<p>一 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、二そういわし船びき網漁業</p> <p>二 室尾、海越及び鹿島地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>三 その他の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業</p>	倉橋島区域（倉橋島漁業協同組合の地区）	<p>一 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、総トン数一〇トン未満の漁船による二そういわし船びき網漁業</p> <p>二 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、総トン数一〇トン以上の漁船による二そういわし船びき網漁業</p> <p>三 室尾、海越及び鹿島地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>四 その他の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>五 一〜四に掲げる漁業以外の漁業</p>